

第5回地域密着型サービス運営部会議事要旨

日 時 平成26年10月23日（木）午前9時30分

場 所 豊明市役所 教育委員会室

1 あいさつ

2 議題及び議事概要

議題1：豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）について

議題2：「さわやか24時間サービス」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所）の新規事業所の指定について（現地訪問を含む）

事務局より説明後、各委員より質問を受ける。

議題1 豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）について

資料①に基づき、事務局より条例案の概要について説明がなされた。

本条例は、地域分権一括法により制定するものであり、市独自基準は、暴力団排除措置、記録の整備について保存年限を2年から5年とするものである。その他は厚生労働省令に倣うものとする。

（質疑応答）

Q. 暴力団排除規定を入れたのは、なぜか。過去にそのような例があったのか。暴力団排除条例によるものか？

A. 警察から、積極的に暴力団を締め出す体制づくりを行政として率先してほしいということで、条例を整備し、市の契約や規定のあらゆるものに記載している。愛知県では他市も同じような流れである。本基準もその流れに沿うものである。

特に疑義はないため、条例案が承認された。

議題 2 「さわやか24時間サービス」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所）の新規事業所の指定について（現地訪問を含む）

資料②に基づき、事務局より指定概要の説明がなされた。

本事業は、重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支援するために、定期巡回随時対応型訪問介護看護を新規指定する。大府市の事業所を豊明市が指定するものであるが、当該事業所の所管である知多北部広域連合の同意を得て指定するものである。

（質疑応答）

Q. なぜ大府市の事業所を指定するのか？

A. 経緯としては、清水会が当事業を立ち上げることを検討していたが、連携先の介護事業所が市内になく、一方、さわやか愛知は、連携先の看護事業所がなかったため、両法人が連携を模索しており、今回開設の運びとなった。知多北部は11月1日付けで指定。豊明市は追って12月1日付けで指定を予定している。豊明市全域と大府市の北部をサービスエリアとする。

Q. とまりの職員が毎日事業所にいるのか？

A. そのとおり。さわやか愛知はこれまでも介護保険事業外でナイトサービスを実施していたため、すでにノウハウや体制ができている。

質疑応答ののち、委員全員で現地訪問を行い、利用者と事業所をつなぐオペレーション等、実施環境を確認した。

出席委員 5名 欠席委員 0名

傍聴者 0名

問合せ先 豊明市役所 高齢者福祉課 介護保険係 電話 0562-92-1261

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 主要箇所の要約

項目		主要箇所の要約
総則	指定介護予防支援事業者の資格 (2条)	・法人である者とする。
	暴力団排除措置 (3条)	・豊明市暴力団排除条例 (平成24年豊明市条例第24号) に規定する暴力団等を排除するための措置を講ずる。
基本方針	基本方針 (4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される介護予防サービス等が特定の種類、又は特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
人員に関する基準	従業者の員数 (5条)	・指定介護予防支援の提供に当たる保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員1人以上。
	管理者 (6条)	・管理者 常勤 原則専従。
運営に関する基準	内容及び手続の説明、同意 (7条)	・利用者申込者又はその家族に、あらかじめ運営規程の概要、重要事項の説明を行い、同意を得る。
	提供拒否の禁止 (8条)	・正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。
	サービス提供困難時の対応 (9条)	・適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者の紹介その他必要な措置を講じる。
	受給資格等の確認 (10条)	・被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間を確認する。
	要支援認定の申請に係る援助 (11条)	・要支援認定を申請していない利用申込者に対し、その意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助を行う。

指定介護予防支援の業務の委託 (15条)	<ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援事業者は業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう配慮する。 委託する指定居宅介護支援事業者は、業務に関する知識、能力を有する介護支援専門員が従事する事業者でなければならない。
利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 (17条)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの申し出に応じて、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。
利用者に関する市への通知 (18条)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が不正な行為により保険給付を受けたとき等は遅滞なく市へ通知する。
運営規程 (20条)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的・運営の方針など運営に関する重要事項などについて規程を定めておく。
勤務体制の確保 (21条)	<ul style="list-style-type: none"> 適切な介護予防支援を提供できるよう勤務体制を定めておく。 担当職員の資質の向上のため研修機会を確保する。
掲示 (24条)	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程の概要等利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を事業所に掲示する。
秘密保持 (25条)	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく、業務上知りえた利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
介護予防サービス事業者からの利益收受の禁止等 (27条)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者・管理者は、特定のサービス事業者によるサービスを位置づける指示等をしてはならない。 利用者に特定の事業者等によるサービスを利用させる対償として、金品等の利益を收受してはならない。
苦情処理 (28条)	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援又は計画に位置づけたサービス事業者によるサービス等に対する苦情に迅速かつ適切に対応する。 苦情を受け付けた場合、苦情の内容を記録する。 国民健康保険団体連合会が行う苦情に関する調査に協力するとともに、指導助言に従い改善する。
事故発生時の対応 (29条)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市・家族に連絡し必要な措置を講じる。 事故に際してとった処置について記録する。
会計の区分 (30条)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに会計を区分するとともに、介護予防支援と他の事業の会計を区分する。

	記録の整備 (31条)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備する。介護予防支援の提供の記録等を整備し、5年間保存する。
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防支援の基本的取扱方針 (32条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の介護予防に資するよう行われるとともに医療サービスとの連携に配慮して行う。 ・利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるような目標志向型の計画を策定する。 ・自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。
	介護予防支援の提供に当たっての留意点 (34条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指す。 ・利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援する。 ・サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、保健医療サービス又は福祉サービス等の利用も含めて介護予防に資する取組を積極的に活用する。
基準該当介護予防支援に関する基準	準用 (35条)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則指定介護予防支援を準用する。

地域密着型サービス事業所指定（予定）概要

事業所の種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）
事業内容	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。
代表者	特定非営利活動法人 福祉サポートセンター さわやか愛知 理事長 川上里美
事業所名称	さわやか24時間サービス
連携先名称	医療法人 清水会 沓掛訪問看護ステーション
所在地	大府市共栄町二丁目420番地の1
連携先所在地	豊明市沓掛町山新田50番地1
連絡先	0562-47-2893
連携先連絡先	0562-95-3871
管理者	牧野光伸
協力医療機関	相生山病院（緊急時における入院等の対応）
人員基準	オペレーター【提供時間帯通じ1人以上】 定期巡回サービスを行う訪問介護員等【必要数】 随時訪問サービスを行う訪問介護員等【提供時間帯通じ1人以上】 訪問看護サービス【連携先訪問看護事業所にて】 計画作成責任者 管理者は原則専従の常勤者
設備基準	・通信機器等（迅速な対応を受けられるよう、事業所に備え、必要に応じてオペレーターに携帯させるもの） ・専用の区画、サービスの提供に必要な設備・備品等
指定予定年月日	平成26年12月1日